

## 指定管理者総合評価シート

## 1 施設の概要

施設名	都市公園のうち総合公園4箇所、運動公園2箇所、水系緑地3箇所、都市緑地1箇所	所在地	常磐公園ほか
設置目的	都市環境の改善、防災、良好な景観形成に寄与すると共に、市民レクリエーション及びスポーツ活動並びにコミュニティ活動の場の充実を図るなど、緑豊かで快適な都市空間を形成するため、多様な市民ニーズに対応した特徴ある公園・緑地を計画的に配置する。		
規模	都市公園のうち総合公園4箇所、運動公園2箇所、水系緑地3箇所、都市緑地1箇所209.15ha	設置年月日	

## 2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	公益財団法人 旭川市公園緑地協会	指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
指定管理業務の内容	(1) 公園施設等の維持管理に関すること (2) 公園の使用料の徴収業務 (3) その他市長が定める業務	指定管理料(千円)	R元 517,189 千円 R2 557,291 千円 R3 560,649 千円 R4 574,405 千円 R5 564,743 千円

## 3 総合評価

施設所管部の評価 (1次評価)	管理運営方法の見直し	
	指定期間中の導入効果及び課題	① 経費の節減:管理経費は、直営時(H17年度まで受託業務)と比較して、公園数・管理面積増により増加傾向にあるが、点検費や簡易修繕など効率良く実施され経費の節減が図られている。 ② 総合・運動公園の特性から業務の範囲が多岐に渡るため、質を高めた管理水準が求められる。 ③ 課題として物価高騰に伴う経常費の上昇に伴い、効率的な事業の展開(経費の節減)や限られた予算を補完するための収益事業の実施、多様な公園の利活用へのニーズへの柔軟な対応による公園の利用促進事業の展開
	今後の管理形態	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 直営 理由 ① 指定管理者制度は、直営委託としていた「施設管理・清掃・保守点検・芝刈り」などから、権限を指定管理者に委任し、多岐にわたる業務を包括的に行わせた結果、市の事務管理の軽減や利用促進が図られた。 ② 市民の要望に応じた施設の開設期間の延長など柔軟な対応でサービス向上が図られた。 以上、現状及び直営とした場合に生じる課題を検討した結果、引き続き指定管理者制度を継続することが適当であると判断できる。
	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 非公募
非公募の場合、その理由	① 指定管理者は、公園愛護思想の普及啓発や市民協働、防災機能の向上など施策として取り組むことがあり、利益を追求することなく、行政と同様に高い公共性や公益性を兼ね備えた団体が管理することで、市民サービスの向上や利用者の安心・安全につながると考える。 ② 総合公園や運動公園は、その用途や設置目的から各種公園の中でも公共性・公益性が最も高い施設であり、質の高いサービスや維持管理水準を確保するためには豊富な経験や高い水準のノウハウが必要である。また、総合公園や運動公園は、市内全体における緑化水準の向上や市民緑化の推進、または市民の健康増進やスポーツ振興に関する先導的な役割や自主的な取り組みが求められることから、市の施策と密接な連携が可能な、より公共的・公益性の高い同協会が相応しい。	
今後の改善点		
① 公園利活用に関するニーズの把握と、ニーズに即した利用促進事業の展開及び利便性及び管理の効率性の向上の推進。 ② 厳しい経済状況の中、施設管理の効率化及び経費の節減の検討。 ③ 指定管理者間の連携を目的として設置した「連絡協議会」の活用によるサービスや維持管理水準の平準化及びグループ間連携による経費の節減及び効率的な公園管理の推進。 ④ 利用者増に向けたインセンティブを働かせるための利用料金制度の検討。 ⑤ 公共施設としての、公益性の高い公園管理を維持しつつ、収益事業の展開の推進を両立させ、自主財源の獲得の検討も積極的に取り組むことが求められる。		
制度所管部等の評価 (2次評価)	適正に管理運営がなされているとともに、ボランティア活動の受入や、運動施設等の使用期間の延長など市民ニーズに迅速に対応し、令和4年度からはキッチンカーの導入を試行するなど、サービス向上及び利用者増に向けた柔軟な取組を行っており、指定管理者制度のメリットが認められるため、引き続き指定管理者制度による管理運営が適当である。 総合公園の運営は、市民のレクリエーションやスポーツ活動の場としての機能のほか、防災拠点、景観形成など幅広い役割を担っており、公益性を維持しながら、市民ニーズに対応した柔軟な管理運営を継続するためにも、これまで培ってきた管理運営に関するノウハウを有する現指定管理者である(公財)旭川市公園緑地協会が管理運営を行うことが適当である。 今後の課題として、より経営努力を発揮しやすい利用料金制の導入可否等を検討することが望まれる。	